

## 「令和5年度スケアード・ストレイト交通安全教室」に係る仕様書

### 1 件名

令和5年度スケアード・ストレイト交通安全教室

### 2 実施日時

学校が希望する日時（令和5年7月以降を予定）

### 3 実施場所

別紙「兵庫県内高等学校等（5校）」校庭又は学校の指定する場所  
（雨天時や学校の都合により体育館等で実施の場合あり）

### 4 実施内容

#### ※必須（自転車）

兵庫県の自転車事故の現状（兵庫県ホームページ内において掲載）等を踏まえ、高校生等を対象としたスケアード・ストレイト（スタントマンを使用した疑似交通事故により、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる教育手法）により、自転車を利用する際の安全運転の重要性を認識する内容とした演目で構成することとする。

#### ※選択提案（電動キックボード）

令和5年7月1日に施行予定の改正道路交通法により、16歳以上を対象に、一定の条件下であれば免許無しで公道を走行することとなる電動キックボードを利用する際の安全運転の重要性も認識できる内容とした演目で構成することとする。

#### （演目例）

晴天時

- (1) 時速40kmの自動車と自転車の衝突  
（自転車に乗せた人形を衝突の衝撃で撥ね飛ばし、衝撃音とともに、見学者の注目をひく疑似交通事故を導入）
- (2) 自転車、電動キックボードの見本走行における違反行為探し  
（違反走行している自転車に乗った人と自動車の衝突の疑似交通事故を含む）  
例：信号無視、一時不停止、二人乗り、並進、蛇行、夜間の無灯火走行、携帯電話、ヘッドフォン 等
- (3) 停車中自動車のドア開放による自転車に乗った人との衝突
- (4) 路地から飛び出した自転車に乗った人と原動機付自転車（バイク）の衝突
- (5) 大型車両（トラック）左折時の自転車巻き込み  
（大型車両が左折時の内輪差により、自転車に乗った人を巻き込む疑似交通事故を実施）
- (6) 傘差し2人乗り自転車と歩行者の衝突
- (7) 自動車の死角による自転車に乗った人との接触
- (8) 見通しの悪い交差点における自転車に乗った人と自動車の衝突
- (9) 横断歩道での事故（停止車両の追越し時、横断する歩行者と衝突）
- (10) 電動キックボードの正しい乗り方

雨天時（体育館等で実施）

- (1) 衝突実験  
（自転車飛び箱に衝突）
- (2) 制動実験  
（正しい乗車方法の自転車と片手運転、二人乗り自転車等との比較）
- (3) 自転車、電動キックボードの見本走行における違反行為探し  
（両手放し・携帯片手・ヘッドフォン・並進・蛇行、違反自転車が転倒 等）
- (4) 飛び出してきた人が自転車と衝突  
（駐車車両の陰から飛び出した人が自転車と衝突）
- (5) 自転車通行可の歩道における自転車の衝突事故  
（自転車と歩行者の歩道通行時の通行区分を説明）
- (6) 傘差し2人乗り自転車と歩行者の衝突
- (7) 横断歩道での事故（停止車両の追越し時、横断する歩行者と衝突）
- (8) 電動キックボードの正しい乗り方

なお、演目については、必要に応じ、兵庫県及び受託者の協議の上決定するものとする。

また、各演目の実施後、交通ルールやマナーに照らして、交通事故を防止する視点から、適切に解説すること。

解説は、小道具等を使用したり、良い自転車走行の例示を行ったりする等、見学者にとってわかりやすいものとする。

## 5 実施時間

疑似交通事故や解説を行う時間は、50分程度とすること。

## 6 実施人数

6人以上の人員で実施すること。（司会者や疑似交通事故を行う者等）

## 7 その他

- (1) 実施日時については、原則、兵庫県が学校の希望に基づき調整した日時とすること。

ただし、上記日時に実施が不可能の場合は、再度日時の調整（1回のみ）を実施するが、その際、学校の希望を最優先すること。

そのため、学校の希望日の重複に十分対応できるチームを複数有していること。

- (2) 受託内容は、事業にかかる準備及び後片付けを含む。
- (3) 自転車教育の実施時間が、1時間40分程度であり、その内、50分程度、事業（疑似交通事故や解説）を実施すること。
- (4) 事業にかかる準備は、自転車教育開始時刻の2時間前から準備を行うこと。  
後片付けは、自転車教育終了後に行うこと。
- (5) 事業実施に要する交通費、機材及び発生材は本契約に含まれ、受託者の負担とする。
- (6) 本受託にかかる事故等については、本契約に含まれ、受託者が一切の負担を担うものとする。  
また、スタント実施者は傷害保険に加入していること。
- (7) 荒天及び校庭の状況、その他特別な事情により実施不可能（延期）の場合は、別途協議の上、実施日程を変更するものとする。  
なお、この場合は、実施前日の午後2時までに受託者に連絡することとし、基本的にそれ以降の変更は行わないこととする。（ただし、臨時休校の場合は、当

日朝、受託者が可能な時刻までに延期連絡をする。)

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、兵庫県・受託者の双方の協議により定めることとする。
- (9) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス等感染症対策を講じること。

(別紙)

令和5年度スケアード・ストレイト自転車交通安全教室 実施校一覧

	市町	学校名	所在地
1	神戸市 北区	県立神戸北高等学校	651-0131 神戸市北区唐櫃台2-41-1
2	洲本市	県立洲本高等学校 ( 定 時 制 )	656-0053 洲本市上物部2-8-5
3	伊丹市	市立伊丹高等学校	664-0857 伊丹市行基町4-1
4	川西市	県立川西緑台高等学校	666-0115 川西市向陽台1-8
5	三田市	県立三田西陵高等学校	669-1324 三田市ゆりのき台3-4